追加修正箇所①

資料３－６

➤　火災気象通報基準に係る記載の修正

（修正内容）

　　火災気象通報基準に係る記載を以下のとおり修正する。

（理　由）

　火災気象通報基準が改正されたため。

　（新基準運用開始日：令和元年１０月２４日）

（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 修正案 |
| 基本対策編　P.342 第３　火災の警戒　１　火災気象通報大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。実効湿度が60％以下で、最小湿度が40％以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき。但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。基本対策編　P.350 第５　火災の警戒１　火災気象通報大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。　　　　実効湿度が60％以下で、最小湿度が40％以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く。）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。 |  基本対策編　P.342 第３　火災の警戒　１　火災気象通報大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。　　通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。　ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。基本対策編　P.350 第５　火災の警戒１　火災気象通報大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。　　　　通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。　ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。 |

追加修正箇所②

➤　大雪警報・注意報の発表基準に係る記載の修正

（修正内容）

　　大雪警報・注意報の発表基準に係る記載を以下のとおり修正する。

（理　由）

　大雪警報・注意報の発表基準が改正されたため。

　（新基準運用開始日：令和元年１１月１４日）

（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 修正案 |
| 基本対策編　P.163～165 | 基本対策編　P.163～165 |